

「消費者団体訴訟等支援法人の認定、監督等に関するガイドライン（案）」及び「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂（案）」に関する意見募集の結果について

#### 1. 意見募集対象

- ・「消費者団体訴訟等支援法人の認定、監督等に関するガイドライン（案）」
- ・「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂（案）」

#### 2. 意見募集方法の概要

##### (1) 意見募集期間

令和 5 年 7 月 14 日（金）から 8 月 13 日（日）まで

##### (2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ウェブサイト及び消費者庁ウェブサイトに掲載

##### (3) 意見提出方法

インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）、電子メール、郵送

#### 3. 意見総数

7 件（このうち、今回の意見募集とは直接関係しない意見 3 件）

#### 4. 意見の概要と意見に対する考え方

別紙のとおり（お寄せいただいた意見は、公表に際し意見の内容ごとに分けて記載し、適宜体裁を整えています。）

※なお、意見募集後に、一部につき修正を行いました。

「消費者団体訴訟等支援法人の認定、監督等に関するガイドライン（案）」及び「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂（案）」に関する意見の概要及び当該意見に対する消費者庁の考え方

番号	意見の概要	意見に対する考え方
消費者団体訴訟等支援法人の認定、監督等に関するガイドライン（案）関連		
3（2）関連		
1	活動実績の「活動」に、金銭的支援の活動を含めるべきではない。	消費者団体訴訟等支援法人（以下「支援法人」といいます。）の認定に際して、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号。以下「法」といいます。）第98条第1項第1号の「適格消費者団体又は特定適格消費者団体を支援する活動」としての金銭的支援の実績は、その判断要素の一つであると考えられます。他方で、金銭的支援の実績を必須の条件とはしておらず、法及び本ガイドラインを踏まえ、当該実績のみならず、多様な側面から、支援法人としての業務を行うことの適格性の有無を総合的に判断してまいります。
2	3（2）ア（エ）なお書きの「実績作りのつじつま合わせのために行われた活動は、・・・評価しない。」について、特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインでは「実績作りのためのつじつま合わせのため合理的な根拠もなく・・・評価しない。」	特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインでは、特定認定の審査において実績の対象となる活動に差止請求権を行使する業務を含むことから、当該業務を合理的な根拠なく行っている場合には評価の対象としないことを明らかにするために、「実績作りの

	とされている箇所と対応していると思われるが、記載ぶりを対照させると、本ガイドラインにおいては、特定適格消費者団体の場合と異なり「合理的な根拠」の有無を適正性の審査の基準とはしないという趣旨と解して良いか。	ためのつじつま合わせのために合理的な根拠もなく差止請求関係業務を行っている場合は、差止請求関係業務を『適正に』行っているものと評価しない」ことを示しております（同ガイドライン2（1）エ）が、支援認定の審査において実績の対象となる「適格消費者団体又は特定適格消費者団体を支援する活動」（法第98条第1項第1号）には差止請求権を行使する業務やこれと同様の業務は含まれないことから、当該活動の内容に則した記載としております。
3	3（2）イ（ア）丸数字3「学校、地域等において行われる」における「学校」とは学校教育法第1条に規定する学校を指すものと解して良いか。また「等」の範囲において学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設における活動も合わせて評価することは想定されるか。	「学校、地域等において行われる消費者教育への協力」としてありますとおり、学校、地域やその他の場において行われる消費者教育への協力が広く含まれることを想定しており、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に限定する趣旨ではありません。
3（3）関連		
4	3（3）ア（エ）（a）において「事務所については、適切に情報を管理することができる施設でなければならない」とされているが、ランサムウェア等によるサイバー攻撃が頻発している状況においては、支援業務に関する情報をそうした攻撃から保護する必要性は高いと思われ「IT機器」についても合わせて「適切に情報を管理することができるもの」であること	本ガイドライン3（3）ア（イ）において、法第98条第1項第3号を踏まえ、支援法人は、情報の管理に関する適正な体制を整備する必要があること等を示すとともに、本ガイドライン3（8）エ②において、支援業務に関して知り得た情報の管理等のための組織的、物理的、技術的な措置に関する資料の提出について、明示的に求めています。

	を明示的に求める必要があるのではないか。	
5	<p>支援法人の理事は、「特定適格消費者団体の役員または職員を兼ねない」とされている(本案8頁(エ)(b))。しかし、兼職禁止の対象には、特定適格消費者団体のみならず適格消費者団体をも含まれるべきである。また両団体の専門委員も含まれるべきである。</p>	<p>支援法人は、法定の支援業務として、特定適格消費者団体の委託を受けて行う事務を本来業務として実施することになるため、受託者たる支援法人の意思決定に関与する理事と委託者たる特定適格消費者団体の役員又は職員とが同一人物である場合における支援法人の意思決定に際しての利益相反のおそれを排除し、公正な業務運営を図る趣旨から、兼職禁止を定めたものです。他方で、適格消費者団体の役員又は職員や団体の業務に部分的に関与する専門委員については、当該利益相反のおそれは低いと考え、兼職禁止の対象からは除外した上で、業務規程において、特別の利害関係がある場合の措置を定めることを求めています(本ガイドライン3(6))。なお、利益相反以外の問題として、業務上知り得た情報の取扱いについては、体制及び業務規程の適切な整備として、支援業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法が求められること(法第98条第1項第3号、同条第3項)、役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に秘密保持義務が課せられること(法第107条、第117条第2項第2号)といった規律が定められています。</p>
6	8 ページ(b) 役員の兼職の禁止について 「理事は、特定適格消費者団体の役員又は職員を兼ねないもの	支援法人は、法定の支援業務として、特定適格消費者団体の委託を受けて行う事務を本来業務として実施する

	<p>とする。」とある部分については、適格消費者団体の役員又は職員の兼職も禁止する必要があるのではないのでしょうか？支援法人は適格消費者団体の業務も支援できることになっており、現状、被害回復請求よりも差止請求の件数が多い状況に鑑みれば、運用実態としては適格消費者団体による差止請求の支援をメインに行うことになるものと予想されます。そうすると、適正な業務体制を確保するためにも、適格消費者団体の役員又は職員も兼職できないように禁止しておく必要性が高いように思います。</p>	<p>ことになるため、受託者たる支援法人の意思決定に等与する理事と委託者たる特定適格消費者団体の役員又は職員とが同一人物である場合における支援法人の意思決定に際しての利益相反のおそれを排除し、公正な業務運営を図る趣旨から、兼職禁止を定めたものです。他方で、適格消費者団体の役員又は職員や団体の業務に部分的に関与する専門委員については、当該利益相反のおそれは低いと考え、兼職禁止の対象からは除外した上で、業務規程において、特別の利害関係がある場合の措置を定めることを求めています（本ガイドライン3（6））。</p>
<p>3（5）関連</p>		
<p>7</p>	<p>支援法人が行う支援業務以外の業務として、特定適格消費者団体への経済的支援を行ってはならない旨を明記するべきである。</p>	<p>支援法人が行う支援業務以外の業務については、支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのない限り、法上の制限はなく（法第108条第1項参照）、他方で、支援法人のように、第三者的主体が公的に認定された立場から、集めた寄附を原資に、特定適格消費者団体等を支援してその活動の活発化につなげることは、重要であると認識しております（「消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書」37頁参照）。</p>
<p>5 関連</p>		
<p>8</p>	<p>本案では、支援法人に対する不利益処分を実施した場合、消費者庁のウェブサイト公表するとしてい</p>	<p>従前から定められている適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン5（3）ア及び特定適格消費者</p>

	<p>るが、そこにおいては「法令違反またはそのおそれの内容、程度及び自主的な改善措置の状況などを考慮しつつ」との留保が付されている（15頁（3）ア）。しかし、この留保の趣旨が不明確であるから、より明確にするべきである。</p>	<p>団体の認定、監督等に関するガイドライン5（3）イとの整合性を踏まえて定めております。</p>
9	<p>本案では、改善命令の対象となる「業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるとき」の一例として「④消費者の被害の防止及び救済に資することを目的とせずに、事業者その他の者を誹謗・中傷し」た場合を挙げている（本案16頁イ④）が、このうち「消費者の被害の防止及び救済に資することを目的とせずに、」の部分削除すべきである。</p>	<p>従前から定められている適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン5（3）イ③及び特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン5（3）ウ③との整合性を踏まえて定めております。</p>
<p>特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂（案）関連</p>		
<p>2（6）イ関連</p>		
10	<p>ガイドライン案 2（6）報酬及び費用の基準 イ簡易確定手続に関する報酬及び費用の基準の考え方で公告事項について定めた部分（新旧対照表p27） 「具体的には、法第26条第1項の規定による公告及び法第35条の規定による説明等において、①債権届出までに要する費用の見込み及びその内訳 ②授權をする対象消費者等の数の見込み ③個々の対象消費者等に負担を求める手続参加のための費用の金額を明示し、併せて、④債権届出より後の報酬及</p>	<p>本ガイドラインでは、簡易確定手続申立団体が公告すべき事項の一つとして「簡易確定手続申立団体が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項」が定められていること（法第26条第1項第9号）を前提に、特定適格消費者団体が対象消費者等に負担を求める報酬及び費用は、消費者に納得が得られるものであることが必要であるため、事前及び精算時に対象消費者等に十分に説明する必要があることを踏まえ、公告等で説明すべき</p>

	<p>び費用の額又は算定方法並びにそれらの考え方 ⑤ 回収額がゼロとなっても手続参加のための費用は返還されないものの、他方で追加負担は生じないこと ⑥ 回収内容に影響する特段の事情が見込まれる場合にはその内容を説明することが必要である」について、公告事項は消費者の手続き参加の判断に必要な内容に絞るべきであり、少なくとも、①の「内訳」、②、④の「算定方法並びにそれらの考え方」は不要である。</p>	<p>内容を示すものです。</p>
<p>2 (6) エ関連</p>		
<p>11</p>	<p>ガイドライン案 2 (6) 報酬及び費用の基準 エ 簡易確定手続を利用しない場合の報酬及び費用の基準の考え方(新旧対照表 p 33 と脚注 6)「例えば、特定適格消費者団体が、個々の消費者との間で報酬について合意する場合や、共通義務確認訴訟における和解において報酬について定めておき、消費者がそれを認識したうえで和解に基づき被害回復を受ける場合(特定適格消費者団体、事業者等及び対象消費者等の三者間の合意)が想定される」「契約関係を明確化するために三者間の合意書を作成することも考えられる。」について、(特定適格消費者団体、事業者等及び対象消費者等の三者間の合意)とその脚注の削除。</p>	<p>御指摘の箇所は、共通義務確認訴訟における和解の方法を定めるものではなく、法第 82 条第 2 項における特定適格消費者団体が消費者から報酬を受けることに係る契約について、その想定される運用例の一つの考え方として、特定適格消費者団体と個々の消費者との間での合意があると認められる場合と、特定適格消費者団体、事業者等及び対象消費者等の三者間の合意があると認められる場合があることを示したものです。脚注は、このうち後者について、当該三者間の合意における契約関係を明確化する一方法として合意書を作成することも考えられる旨を示すものです。</p>

2 (6) オ関連	
<p>12 ガイドライン案 2 (6) 報酬及び費用の基準 オ 民事執行手続に関する報酬及び費用の基準の考え方 (新旧対照表 p 33)「民事執行手続に関して、追加して消費者に支払を求めることができる報酬及び費用の基準は、以下のとおりとする。(ア)報酬 異議後の訴訟の上限(回収金額の10%。ただし、回収金額が3000万円を超えるときは、当該超える部分については6%)を上限とする。民事執行手続の結果にかかわらず、7万円までは支払を求めることができる。また、民事執行手続において着手金の支払を求める場合は7万円を上限とする。」について、異議後の訴訟、簡易確定手続、共通義務確認訴訟(和解含む)の報酬とは別に請求できることを明らかにすべきである。</p>	<p>本ガイドラインでは、既に、「これらの各場合に付随するものとして、民事執行手続を行う場合に、別途、追加して支払を求めることができる報酬及び費用の基準についての考え方を定める」(本ガイドライン2(6)ア)、「民事執行手続に関して、追加して消費者に支払を求めることができる報酬及び費用の基準は、以下のとおりとする。」(本ガイドライン2(6)オ)として、簡易確定手続に関する報酬及び費用、異議後の訴訟等に関する報酬及び費用、並びに、簡易確定手続を利用しない場合の報酬及び費用とは別途、民事執行手続に関する報酬及び費用の支払を受け得ることを示しています。</p>
2 (8) サ⑤関連	
<p>13 ガイドライン案 2 (8) 業務規程の記載事項 サ 特定適格消費者団体相互の連携協力に関する事項 ⑤(新旧対照表 p 41)について、p 64で「2以上の簡易確定手続申立団体がある場合には・・・連名で通知を行うことが望ましい」とされていることとの関係から、複数団体間で協議し得る内容について解説すべきである。</p>	<p>本ガイドラインでは、簡易確定手続申立団体による通知に関して、「2以上の簡易確定手続申立団体がある場合には…、連名で通知を行うことが望ましい」ことを記載しているところ(本ガイドライン4(5)オ)、当該記載は、「2以上の簡易確定手続申立団体がある場合には、全ての簡易確定手続申立団体が通知をすることを要するところ、複数の通知が届いたとき、対象消費者等</p>

		<p>に誤解を招くおそれがあり、また、簡易確定手続申立団体同士の比較を容易にする必要があるという観点」から（同オ）、あくまで、通知における連名という表記方法について記載するものです。</p> <p>また、業務規程における「特定適格消費者団体相互の連携協力に関する事項」に含まれていなければならないものは、本ガイドライン2（8）サの①から⑥までに示す事項としています。</p>
4（1）関連		
14	<p>ガイドライン案 4 被害回復関係業務等（1）共通義務確認の訴え（新旧対照表 p47）について、記述を削除すべきである。</p>	<p>本ガイドライン4（1）は、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の実施上の留意点を示すものです。</p>
4（2）関連		
15	<p>ガイドライン案 4 被害回復関係業務等（2）共通義務確認訴訟における和解（7）和解内容に関する留意点（イ）手続に関する留意点（新旧対照表 p48～50）について、記述を削除すべきである。</p>	<p>本ガイドライン4（2）は、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の実施上の留意点として、現時点で想定されるものを示すものであって、これによって、共通義務確認訴訟における和解のバリエーションを限定する趣旨ではありません。</p>
4（3）関連		
16	<p>ガイドライン案 4 被害回復関係業務等（3）簡易確定手続開始の申立て（新旧対照表 p51）について、申立義務を免除する「正当な理由がある場合」の例として、「対象消費者等が得られると見込まれる回</p>	<p>本ガイドライン4（3）では、「法第15条各項に規定する『正当な理由がある場合』とは、簡易確定手続により対象債権等の存否及び内容を確定する意義が失われたことが客観的に明らかな場合等が考えられる」とし</p>

	<p>収額が当該対象消費者等が負担することとなると見込まれる費用を下回ることが明らかになった場合」を挙げるのは厳格に過ぎるので削除すべきである。この要件はその他の箇所でも用いられているが同様である。</p>	<p>ています。御指摘の箇所は、その例示の一つとして記載するものであって、「正当な理由がある場合」がこれに限定されるものではありません（「消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書」 32 頁参照）。同様の記載をする他の箇所についても同様です。</p>
<p>4 (4) ウ(7)⑦関連</p>		
<p>17</p>	<p>ガイドライン案 4 被害回復関係業務等 (4) 簡易確定手続申立団体による公告等 ウ 公告すべき事項(新旧対照表 p53 以下)について、「⑦ 一の共通義務確認の訴えで同一の事業者等に対して請求の基礎となる消費者契約及び財産的被害等を同じくする数個の請求がされた場合において、そのうち 2 以上の請求に係る法第 2 条第 4 号に規定する義務について簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、一の対象消費者の一の財産的被害等については、できる限り、当該 2 以上の請求に係る法第 2 条第 4 号に規定する義務に係る対象債権のうちから一の対象債権を限り、債権届出をしなければならないこと(最高裁規則第 19 条第 1 項参照)。この場合において、簡易確定手続申立団体が一の対象消費者の一の財産的被害等について数個の対象債権の債権届出をするときは、各債権届出は、順位を付して、又は選択的なものとしてしなければならない</p>	<p>本ガイドライン 4 (4) ウ(7)⑦は、今回の改訂において、改訂前の 4 (1) エ(7)⑦から移動させたうえで、「事業者」を「事業者等」とし、「財産的被害」を「財産的被害等」とするものであり、それ以外は改訂の対象となっておりません。</p>

	こと（同条第2項参照）。」は削除する。	
5（3）関連		
18	今回の改訂の対象となっている部分ではないものの、本案では、改善命令の対象となる「業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるとき」の一例として「③消費者の被害の防止及び救済に資することを目的とせずに、事業者等その他の者の誹謗・中傷し」た場合を挙げているが、このうち「消費者の被害の防止及び救済に資することを目的とせずに、」の部分を削除すべきである。	本ガイドライン5（3）ウ③は、今回の改訂においては、「事業者」を「事業者等」とするのみであり、それ以外は改訂の対象になっておりません。